平成30年(2018年)12月6日 建 設 委 員 会 資 料 都 市 基 盤 部 建 築 担 当

# 訴訟事件の判決について

#### 1 事件名

建築確認処分等無効確認請求事件(東京地方裁判所 平成29年(行ウ)第488号)

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成29年(2017年)10月20日 東京地方裁判所に訴えの提起 平成30年(2018年)10月18日 東京地方裁判所で一部却下、一部棄却判 決の言渡し

### 4 事案の概要

本件は、中野区建築主事が平成8年1月31日付けで訴外区民に対してした建築確認処分が無効であることの確認及び中野区長が同月18日付けでした建築基準法42条2項本文の指定処分が無効であることの確認並びに中野区建築主事及び中野区長が行った違法な処分等により精神的損害を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、140万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

# 5 請求の内容

- (1) 中野区建築主事が、平成8年1月31日付けで訴外区民に対してした建築確認処分が無効であることを確認する。
- (2) 中野区長が、平成8年1月18日付けでした建築基準法42条2項本文の指定処分が無効であることを確認する。
- (3) 被告は、原告に対し140万円を支払え。
- (4) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 6 判決

#### (1) 主文

ア 本件訴えのうち、中野区建築主事が行った建築確認処分が無効であること の確認を求める部分及び中野区長が行った平成8年1月18日付け建築基準 法42条2項本文の指定処分が無効であることの確認を求める部分を、いず れも却下する。

イ その余の原告の請求を棄却する。

ウ 訴訟費用は原告の負担とする。

### (2) 判決理由の要旨

ア 本件建築確認の無効確認について

建築確認は、それを受けなければ工事をすることができないという法的効果を付与されているにすぎず、当該工事が完了した場合は、建築確認の無効確認を求める訴えの利益は失われるから、本件違法確認の無効確認の訴えは不適法である。

イ 本件建築基準法42条2項本文の指定処分の無効確認について

本件道路について平成8年1月18日付けで2項道路指定処分がなされた ことはなく、本件訴えは存在しない2項道路指定処分の無効確認を求めるも のであるから、不適法である。

ウ 違法な本件建築確認、本件2項道路指定処分等による国家賠償請求について

原告は、違法な本件建築確認及び本件 2 項道路指定処分により原告に精神的損害が生じたと主張するが、既に除斥期間の経過により当該損害賠償請求権は消滅したというべきであり、また原告が主張する 2 項道路指定処分は存在しないから中野区長が当該処分を行ったことが違法であるとする原告の主張は失当である。 さらに、被告の行政手続及び本件訴訟における主張内容についても違法性はないことなどから、本件国家賠償請求は理由がない。